

# 第3次ながと協働 アクションプラン



市民協働イメージキャラクター「わっちゃん」

～ 市民が主役 協働による持続可能なまちづくり ～

令和4年3月 長門市

## はじめに

本市では、平成 24 年 7 月に制定した「長門市みんなが進める市民協働によるまちづくり条例」の基本理念を具現化するため、平成 26 年 2 月に「ながと協働アクションプラン～未来にむけて、やろうやあ！～（以下「第 1 次プラン」という。）」を策定しました。その後、「長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び上位計画である「第 2 次長門市総合計画」と歩調を合わせ、平成 29 年 3 月に「第 2 次ながと協働アクションプラン～支えあい、地域を担う協働のまちづくりにむけて～（以下「第 2 次プラン」という。）」を策定し、市民協働によるまちづくりを進めてきました。

これまで第 1 次・第 2 次プランとも、一貫して「弱体化した集落機能の再生」と「市民活動団体の活性化」を 2 つの柱とし、協働によるまちづくりを進めてきました。この間、複数の自治会が合意形成の下、地域協働体を設立され地域課題に取り組まれてきましたが、深刻化する地域課題はまだまだ各地域に散見されます。また、コロナ禍に対応する新しい生活様式の取り込みや、デジタル社会の利便性や可能性が広がる一方で、デジタル・ディバイド（インターネット等情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差）などの社会課題も発生し、誰もが求める豊かで幸せな暮らしがバランスを失いつつある状況です。

このような状況や、課題の解決に向かうためには、「長門市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口減少社会に適応した持続可能な地域づくりの視点で、これまで推進してきた「市民協働」の手法が最も重要で効果的です。

市民、住民自治組織や地域協働体などの地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、そして行政がより良いパートナーシップを築く「市民が主役 協働による持続可能なまちづくり」を目指し、真に社会的ニーズに適合した市民にわかりやすい市民協働の指針となる、「第 3 次ながと協働アクションプラン」を策定します。

## 【目 次】

第1章	プラン策定の背景	
1	長門市を取り巻く状況	1
2	時代潮流	2
第2章	プランの方向性	
1	プラン策定の目的と位置付け	5
2	計画期間	5
第3章	長門市の市民協働の現状と課題	
1	市民・地域コミュニティの協働における現状と課題	7
2	市民活動団体の協働における現状と課題	17
3	事業者の協働における現状と課題	20
4	行政における協働の現状と課題	21
第4章	長門市が目指す姿	
1	長門市が目指す市民協働とは	23
第5章	市民協働推進のために	
1	市民協働の基本原則	27
2	市民協働のまちづくりに向けた主体とその役割	28
第6章	プランの方針	
1	基本方針と施策体系	31
2	個別施策の内容	33

## 第1章

## プラン策定の背景



---

## 第1章 プラン策定の背景

### 1 長門市を取り巻く状況

本市では、平成24年に「長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例」を制定し、4つの基本理念の下、市民、地域コミュニティ、市民活動団体及び事業者の役割と市の責務を明らかにし、それぞれが考え、協力し、及び行動することによって、住むことに喜びを感じ誇れる豊かな地域社会の実現を目指してきました。

そして、市民協働によるまちづくりを更に進めるため、平成26年2月に「ながと協働アクションプラン～未来にむけて、やろうやあ！～」を策定し、その後、平成29年3月に策定した「第2次ながと協働アクションプラン～支えあい、地域を担う協働のまちづくりにむけて～」では、新たに必要となる施策等を組み込み、改訂を行っています。

また、本市の最上位計画である平成19年3月に策定した第1次長門市総合計画においては、「みんなで創り、自分発信するまち」を基本目標のひとつとし、その中で、新しい長門市の主人公は市民一人ひとりであること、市民一人ひとりがまちづくり活動に積極的に参加しながら市民と行政がともに考え行動するまちづくりを進めることを掲げました。平成29年3月には、「第2次長門市総合計画」を策定し、基本目標に「支えあい、地域を担う協働のまち」を掲げ、市民が協働してまちづくりに取り組むことや、地域で活躍し輝く人材の輩出を目指し、地域で活躍する団体の支援や人材の育成支援、誰もが協働のまちづくりに取り組んでいける仕組みづくりを進めてきました。

条例制定後、人々の暮らしや地域の状況、社会の情勢は大きく変わり、都市部への人口流出や少子高齢化に伴う人口減少という日本が抱える大きな社会課題のほか、日本各地で頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延等があり、改めて地域コミュニティの重要性を再認識することになりました。

一方、平成27年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしています。特にデジタル化社会への対応（Society5.0）は、これからの地域づくりを進めていく上で、非常に重要な要素となります。

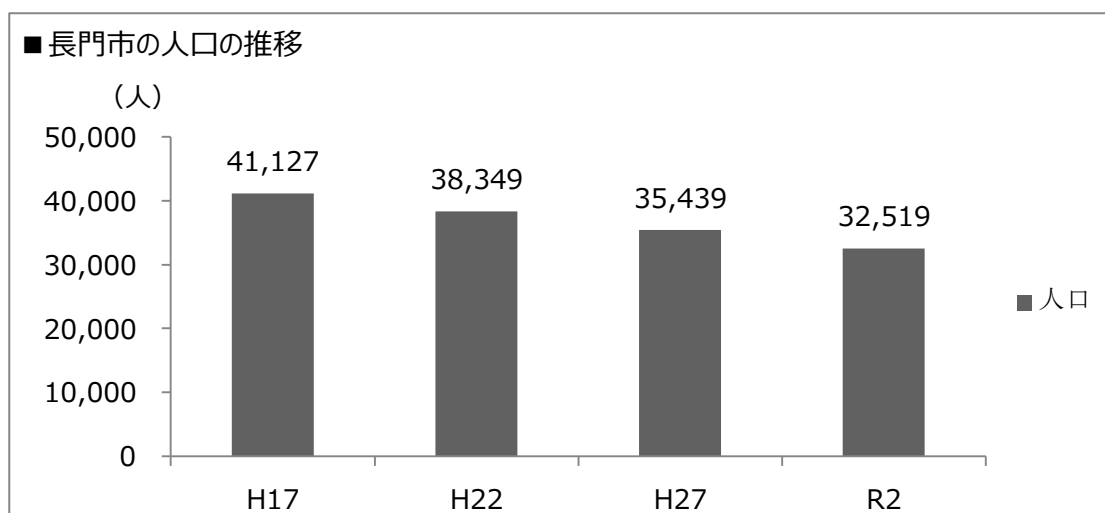
今回、こうした地域を取り巻く情勢は、これからも変化し続けるという認識に立ち新しい対応をし続けるため、ながと協働アクションプランの改訂を行います。

## 2 時代潮流

プランの推進にあたっては、各主体がその役割を果たすとともに、時代潮流を踏まえ、危機感をもって、取り組むことが求められています。

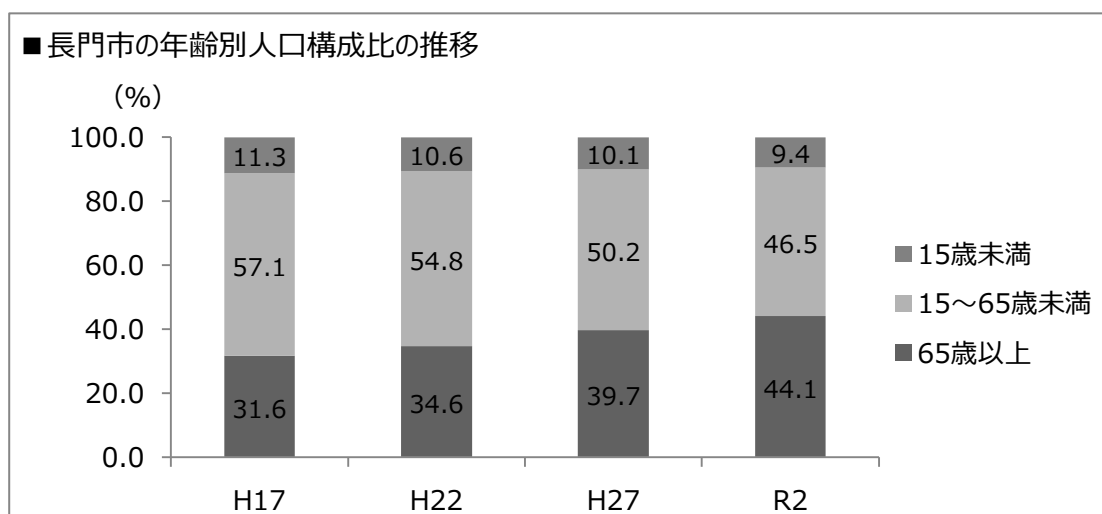
### (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

本市の人口は、減少の傾向にあり、令和2年度時点で32,519人、平成17年の市町合併時の41,127人と比較すると、8,608人の減少となっています。



参考：「国勢調査結果」（総務省統計局）

本市の年齢別人口構成比は、15歳未満の年少人口の割合が減少しているのに対し、65歳以上の老年人口の割合が増え、引き続き少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



参考：「国勢調査結果」（総務省統計局）

---

## (2) 地方分権の進展と住民自治

地方分権の具体的な進展に伴い、地方自治体の活動領域が必然的に増大し、従来どおりの仕組みでは、きめ細かな住民サービスの提供が困難になる状況が生じています。

しかし一方では、これまで行政が担っていた公共サービスを市民活動団体などが主体的担い手となるなど、本市でも地方自治の担い手をめぐる様々な変化が起こっています。

こうしたことから、地方自治体はより一層、コーディネーター（注1）としての役割を果たすことが求められています。

注1) コーディネーター…未来の理想を描き、効果を最大化する役割を担う者をいいます。

## (3) 多様化・複雑化する市民ニーズ

近年、市民の価値観や生活様式の多様化が進み、地域とそこに住む人々の関係にも変化が生じています。

地域の課題解決や新しい価値の創造に向けて、行政だけでは達成できないこと、また、市民や地域コミュニティだけでも解決できない問題が増大しています。

このような課題を解決するためには、市民や市民活動団体等と行政がお互いの長所や優位性を持ち寄り、協力し合うことが不可欠です。また、学生や子育て層など若い世代との積極的な関わりが重要になっています。さらに、政策・方針決定への女性参画の推進などが必要です。

## (4) 「絆」の大切さの再認識

近年、地域の連帯意識の希薄化により、地域力の減退という社会的変化が生じています。また、職住分離（注2）や個人のプライバシー意識の高まりなどにより「向こう三軒両隣」といった地縁によって構成されていた親密な人間関係が薄れています。

しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震を契機に災害時の救助活動などが見直され、消防団や自主防災組織など、地域に根ざした組織と共に、日頃から、隣近所の人々と日常的なつながりを深め、絆を築いていくことが求められています。

注2) 職住分離…職場と住居が一定以上離れて存在していること。

## (5) 市民活動×SDGs

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、2030年までの達成を目指した世界の目標です。

---



---

この SDG s の理念を市民活動に取り入れ、身近な地域社会を変えていくことが、SDG s の達成につながります。

(6) ウイズコロナに対応した新しい活動スタイルの模索

新型コロナウイルス感染症の影響で、従来の手法では、大人数、対面式の会議、飲食を伴うイベント開催等が難しくなり、市民活動や地域づくり活動が規模の縮小や休止を余儀なくされています。

コロナ禍により市民活動が停滞することのないよう、ICT の活用など、新たな地域活動を模索していく必要があります。

## 第2章

## プランの方向性



---

## 第2章 プランの方向性

### 1 プラン策定の目的と位置付け

#### (1) プラン策定の目的

このプランは、第2次プランと同様に、条例第3条に規定する基本理念により、まちづくりを進めるための具体的な方針を示すものです。

従来の行政主導による画一的なまちづくりから、市民参画による地域の実情に合ったきめ細かなまちづくり、誰一人取り残さない社会づくりが求められる中、本市では、それぞれの地域にあったまちづくりの取組を推進し、併せて、市民活動団体の自律性の向上を図るため、条例を具体的かつ計画的に実施するための行動計画としてこのプランを策定します。

《参考：長門市みんなが進める市民協働によるまちづくり条例抜粋》

第3条 長門市は、次の事項を基本理念として、市民協働によるまちづくりを進めます。

- (1) 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。
- (2) 市民等及び市は、自助、共助及び公助という社会の役割分担のあり方に基づいて、それぞれの果たすべき責任及び役割を認識し、対等な立場で協働してまちづくりを推進します。
- (3) 市民等及び市は、まちづくりに関するお互いの情報を共有します。
- (4) 市民等及び市は、お互いの自主性及び自立性を尊重します。

#### (2) プランの位置付け

このプランは、第2次長門市総合計画を上位計画として、市民協働によるまちづくりを進める上での具体的な方向性を示したものです。

### 2 計画期間

このプランの期間は、第2次長門市総合計画における後期基本計画との整合性を図るため、令和4年度から令和8年度の5年間とします。Check（評価）により、条例も含め、その見直しを行います。評価方法としては、市民や団体による意見聴取などにより実施します。

第2次長門市総合計画基本構想	第3次長門市総合計画基本構想
第2次長門市総合計画後期基本計画	第3次長門市総合計画前期基本計画
令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
第3次ながと協働アクションプラン	第4次ながと協働アクションプラン

「評価とは」 行政の事業評価は、「Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(評価)⇒Action(改善・改革)」のサイクルを基盤にして実施しています。このサイクルを行政活動に組み入れることによって、評価の結果をそれ以降の事業の改善や改革に結び付けていきます。



地域づくりワークショップで出された意見の整理の一例

## 第3章

## 長門市の市民協働の現状と課題



---

## 第3章 長門市の市民協働の現状と課題

### 1 市民・地域コミュニティの協働における現状と課題

#### (1) 市民・地域コミュニティの現状と課題

本市においては、「自助」、「共助」の理念が市民協働と意識されているかいないかに関わらず、従来から自治会組織や班、公民館活動などにより、地域コミュニティ活動が行われてきました。

ところが、近年、過疎化や少子高齢化が進行することに伴って、集落機能の維持や地域連帯による共同作業や地域活動が困難になる地域が増加しています。

さらに、本市の中心部においては、人間関係の希薄化が進み、自治会の加入率低下などを招いています。

加えて、従来、地縁型組織の活動を中心になって行ってきた、青年団組織や婦人会組織、子ども会組織については、従来の仕組みや運営のままでは活動が困難となっている地域がますます増加しています。

このような状況の下で、市民協働によるまちづくりを推進していくためには、まず関心をもってもらう、次に主体的に関わってもらう、そして組織的かつ計画的にまちづくりを行うことが重要です。

協働に対する意識の面からみると、令和2年度に実施した第2次長門市総合計画後期計画策定のための住民アンケートにおいては、「市民協働」という言葉を知らないと回答した人が64.2%と、平成28年度の調査に比べ、8.2ポイントの増となりました。特に女性においては、68.7%の人が知らないと回答し、市民協働に関する認知度について、男女差が顕著に現れました。

また、地域のまちづくりに関する活動やボランティアへの取組、NPO（非営利団体）参加については、活動に参加しているとの住民アンケートの回答が前回調査の16.2%から15.2%とやや減少し、活動に参加していない、今後も参加の予定がないとの回答は、33.7%から40.8%と7.1ポイントも増加しています。

活動に参加することができない理由は、仕事・仕事の都合・仕事が忙しい、高齢のため、子どもが小さい、子育てなどが上位を占め、市が推進する生涯を通じた健康づくりの充実に併せ、子育て支援、職場の環境づくりも市民協働につながる施策として取り組んでいく必要があります。

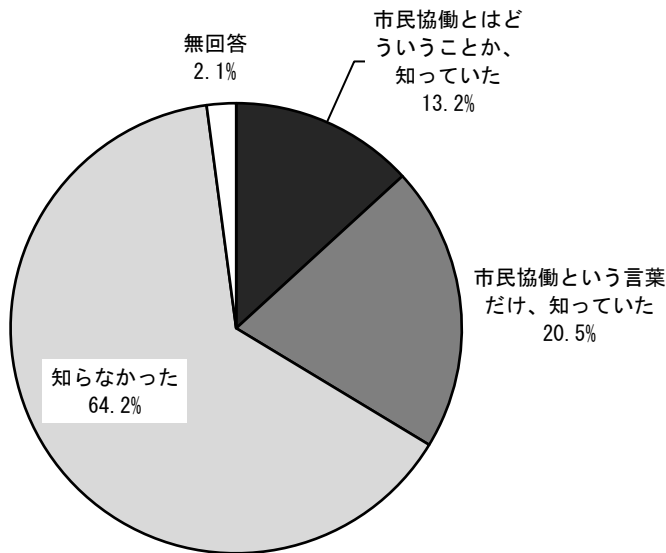


「参考：第2次長門市総合計画後期基本計画策定のためのアンケート調査結果抜粋」

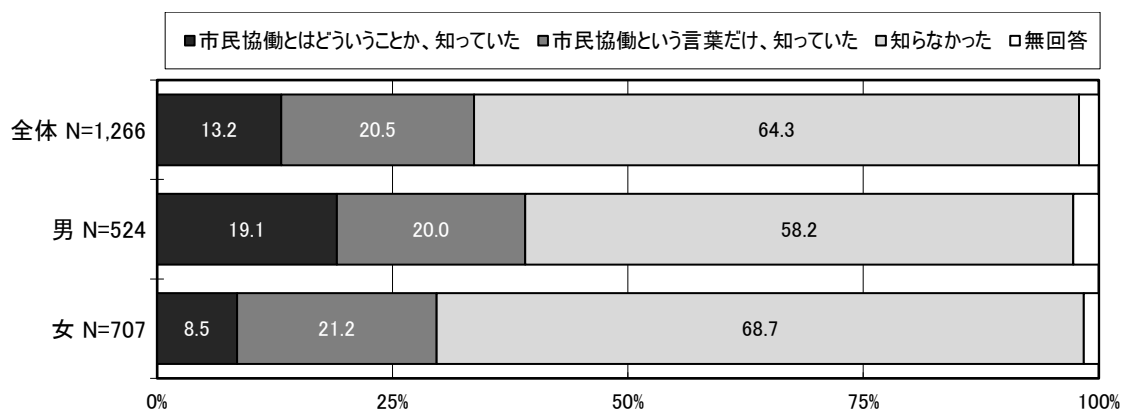
○ 今回のアンケート調査の前から「市民協働」という言葉を知っていましたか。

・「知らなかった」が64.2%を占めています。

(SA) N=1,266



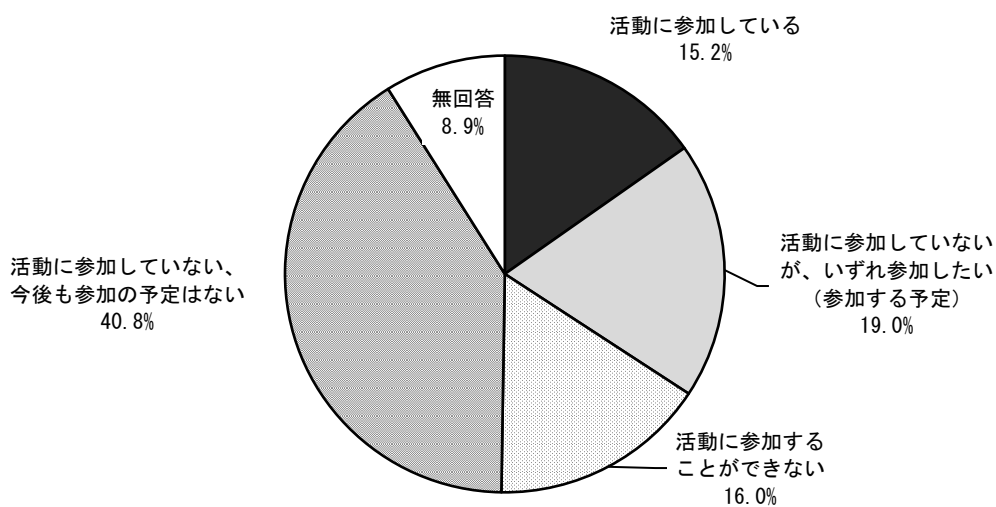
・男性の方が市民協働に対する認知が高くなっています。



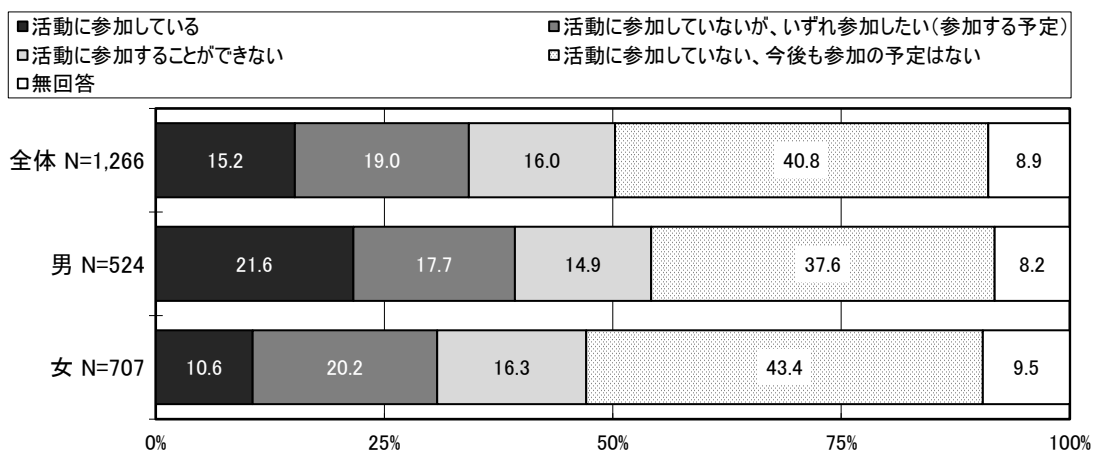
○ 地域でのまちづくりに関する活動やボランティアへの取組、NPO 法人(非営利団体)等への参加について、あてはまるものをお答えください。

・「活動に参加していない、今後も参加の予定はない」が 40.8%で最も高く、次いで「活動に参加していないが、いずれ参加したい(参加する予定)」が 19.0%、「活動に参加することができない」が 16.0%が続いています。

(SA) N=1,266



・ NPO やボランティアへの参加率は男性の方が高くなっています。



<参考：活動に参加することができない理由>

活動に参加することができない理由	類似回答数
仕事・仕事の都合・仕事が忙しい	49
高齢のため・年齢のため	17
病気の為	13
子どもが小さい・子育て	10
体調が悪いので・体調不良	10
介護のため	9
時間がない	9
忙しいから	5
健康でない	4
自分の生活のため時間がない	4
体が不自由である	3
障がい者	3
心身共に余裕がない・生活にゆとりがない	3
体力的にできない	3
学生なので地元にはいないため	2
家事	2
具体的な活動内容がわからない為	2
70歳を過ぎたためボランティアをやめた、①③⑥⑦は過去に参加していた	1
家を留守にすることができないので	1
介護高齢者と働いている	1
介護施設に勤めており、活動が制限される	1
家族サービスすることが精一杯なので、他の人のことは考えられない	1
家族全員が高齢と言われる年代だから	1
家庭の事情で家を空けられない	1
車を運転できない	1
就職活動を優先させたいため	1
手術をして体調管理中	1
趣味で時間的余裕がない	1
知らない	1
通院しているため	1
どのように参加していいかわからない	1
農業の手伝いや高齢になり健康に問題があるため	1
人付き合いを苦にしているから（自信がない）	1
病人をかかえているため	1
ボランティア、NPOが何をやっているのか知らないのに参加できない	1
孫がいる為	1
山口の会社のため通勤に時間がかかるので	1
余力がない	1
興味ある団体がない	1
時間があれば参加してみたい	1
主人が活動に参加する為、留守番となります	1
長門にずっと住むかわからないから	1

---

## (2) 市民・地域コミュニティの取組

### ア 集落機能再生事業の取組

#### ○ 事業着手の背景

##### 【その1】既存の集落機能の低下

本市においては、急激な人口の減少が進み、少子高齢化が顕著となる中で、これまで自治会等の既存の地域コミュニティ単位で活動していた共同作業や地域活動、伝統行事の実施が困難になるなど、既存の集落機能が低下しています。

《参考：小規模かつ高齢者集落数（高齢化率 50%以上、世帯数 19 戸以下）の推移》

平成 17 年（市町合併時）	7/224 行政区（3.1%）
平成 26 年 10 月末現在	16/225 行政区（7.1%）
令和 3 年 10 月末現在	29/225 行政区（12.9%）

##### 【その2】地域への愛着心の薄れ

これまでは、地域の人々が共に支えあいながら生産活動を行い、生活を営んできましたが、近年の農林水産業の低迷や職住分離、生活様式の多様化などにより、生活や生産面でのつながりが薄らぎ、地域に対する「愛着心」も弱まる傾向があります。

##### 【その3】行政中心の地域づくりの限界

各地域の課題も多様化する中で、行政による一律な対応を行うことが困難になっています。こうした状況下にあって、「地域自治」による地域課題の解決と、住むことに喜びを感じ誇れる豊かな地域社会の実現が求められています。

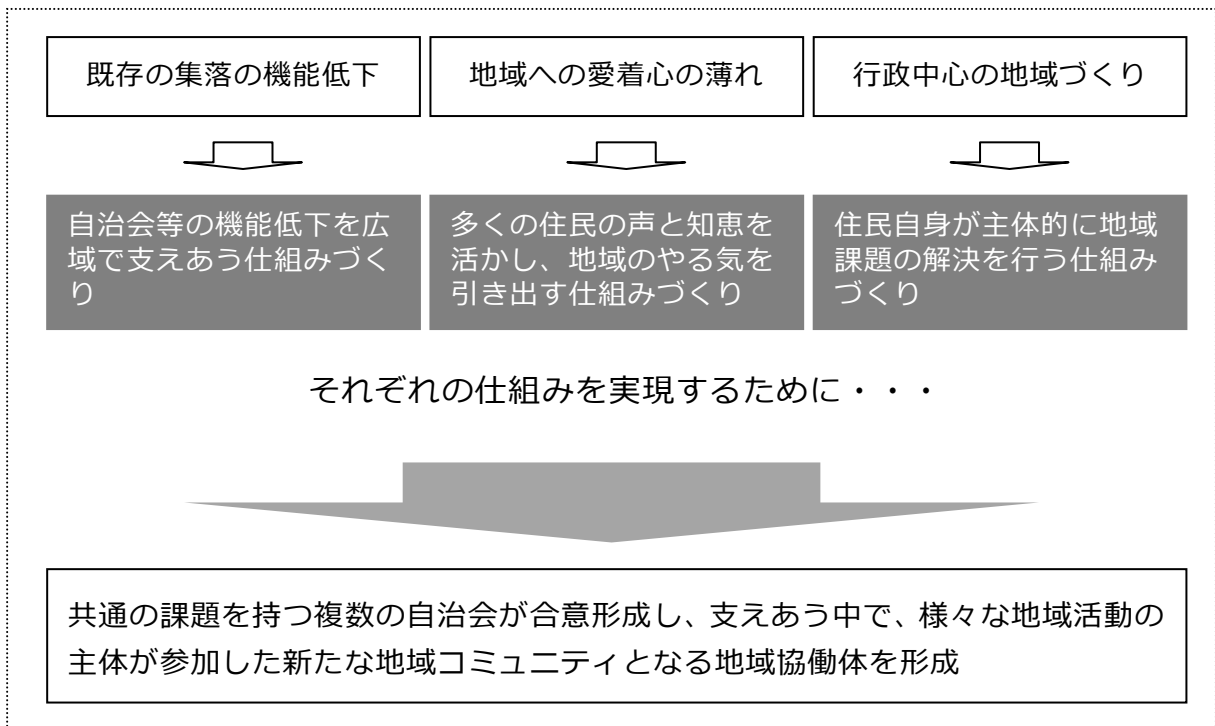
#### ○ 地域課題を解決する組織づくりの必要性

単独では地域活動だけでなく、その維持自体が困難となっている自治会などの既存の地域コミュニティに代わり、これまでの枠組みを超えて、広域的に集落の機能を支えあい、「自分たちのまちは自分たちで維持する、守り抜く」という意識の下、地域社会を維持し、発展させていく、「新たな地域コミュニティ」となる地域協働体をつくっていく必要があります。

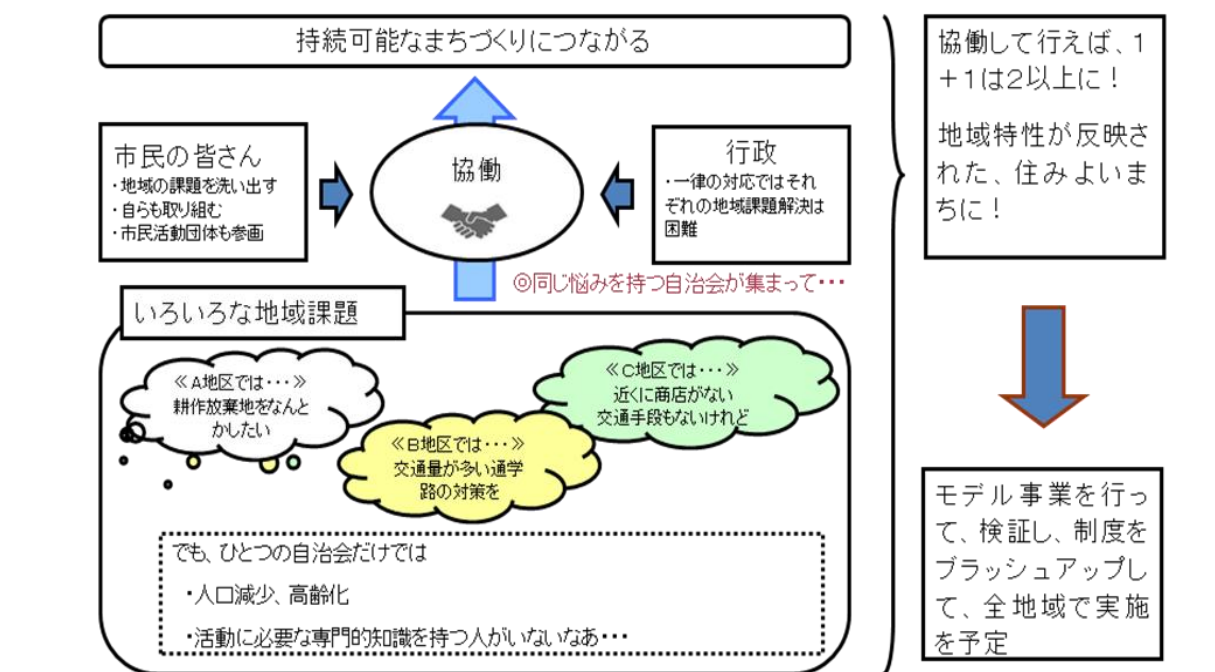
○ 地域の維持・発展を図る「仕組みづくり」と事業展開

新たな地域コミュニティとなる地域協働体を形成し、効率的に運営していくためには、まず、地域が抱える諸課題を解決に導く、地域ぐるみの新たな仕組みをつくっていくことが重要です。

《参考：仕組みづくりのイメージ》



《参考：事業展開のイメージ》

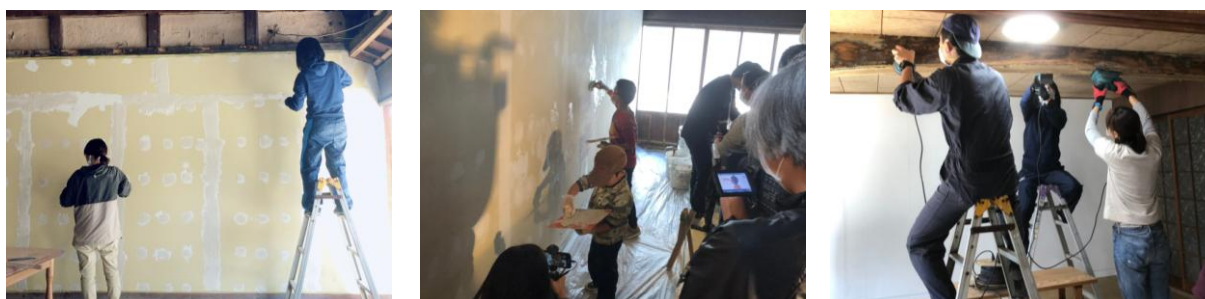


○ 集落機能再生事業の事業内容

「地域協働体構築モデル事業」として、複数の自治会の合意形成の下、地域住民が主体となった地域づくり協議会の設立と、地域の現状把握、問題点の洗い出しによる解決に向けての事業実施に対し、人的支援や財源支援を行っています。

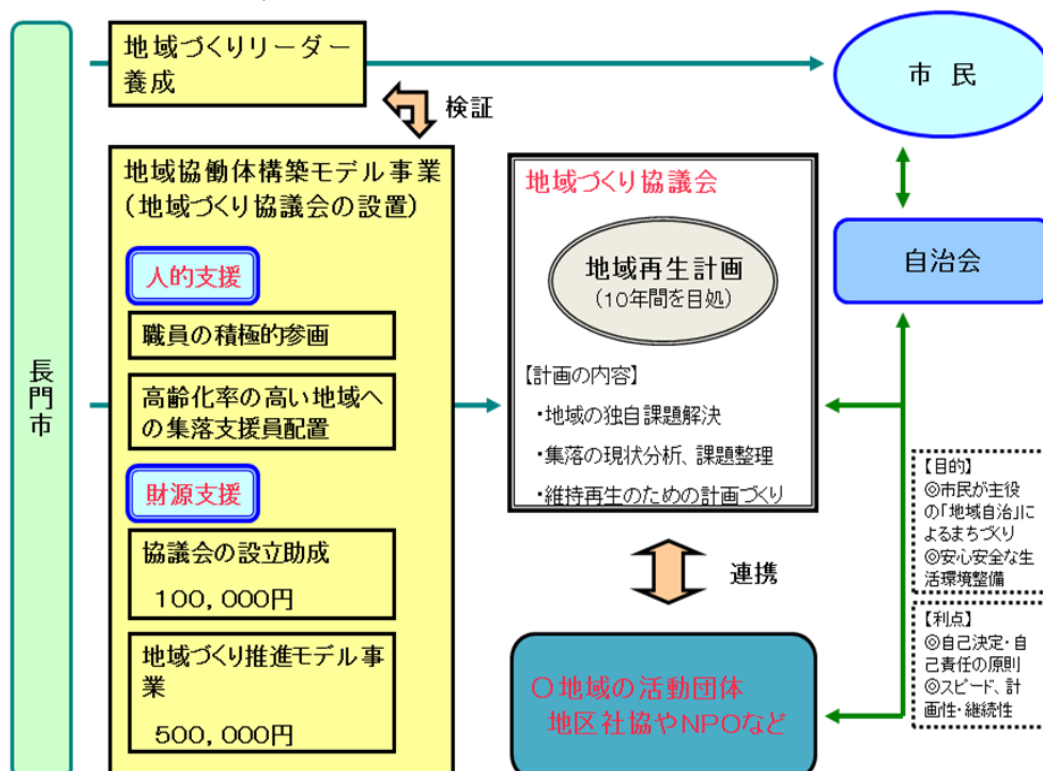
これらを基に、地域づくり支援員（市職員）や集落支援員が支援するかたちで、10年後の姿を見越した地域づくりの計画を策定し、地域課題の解決による生活環境の改善や住民の安全・安心な生活の確保につなげることであります。

また、協議会の役員を中心に、団体設立の意識醸成を行う観点も含め、ワークショップや研修会を開催するほか、山口県などが実施する人材研修を積極的に活用し、地域の牽引役となる人材を養成することとしています。



空き家リノベーション（仙崎通り町協議会）

《参考：集落機能再生事業のイメージ》



○ これまでの事業成果と課題

第2次プラン策定後、各地に地域協働体が設立され、現在は14団体が主体的に活動を展開しています。

また、現時点での地域協働体設置面積の全市に占める割合は、約80%に達し、第2次長門市総合計画前期基本計画で掲げる85%には届きませんでした。今後は同後期基本計画に掲げる100%達成に向け、支援体制を充実する必要があります。

加えて、既存の設立団体からは、活動に参加する人材確保や事務局の体制整備、活動を広げるための資金確保、課題の解決事例などの情報提供、活動拠点としての公共施設の提供、活動内容の広報などについて、これまで以上の支援を求める声が挙がっています。

さらに、国においては、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部を窓口として、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等での日常生活に必要な最低限の機能を集約した「小さな拠点」づくりを、また、山口県においても中山間地域づくりの施策として「元気生活圏」の形成のための事業を進めているところです。これらの取組と連動し、10年間を目途とした地域づくり計画である「地域の夢プラン」策定を全ての新たな地域コミュニティとなる地域協働体で進め、「小さな拠点」の形成につなげていく必要があります。

また、それぞれの団体が自立した活動を展開し、持続可能な体制づくりが進むよう、コミュニティビジネスの取組についても支援を強化していく必要があります。

《参考：「小さな拠点」のイメージ》



「小さな拠点」とは、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを「合わせ技」でつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくらうとする取組です。

《参考：令和3年10月時点の既設の協議会》

地区	協議会名	設立年度	構成自治会数	夢プラン策定
長門	白潟地区まちづくり協議会	H26	3	
	板持地区まちづくり協議会	H26	4	
	真木渋木地区まちづくり協議会	H27	8	
	通地区発展促進協議会	H27	16	○
	依山まちづくり委員会	H27	10	○
	湊地区まちづくり協議会	H28	6	
	湯本三区連携協議会	H30	3	
	田屋地区まちづくり協議会	H30	1	○
	仙崎通り町協議会	R02	14	
三隅	みすみ市民協働推進協議会	H25	31	
日置	日置地区まちづくり協議会	H28	6	
油谷	宇津賀地区まちづくり協議会	H25	12	○
	むかつく地域協議会	H26	12	○
	伊上地区まちづくり協議会	H30	12	

《参考：協議会の取組例》

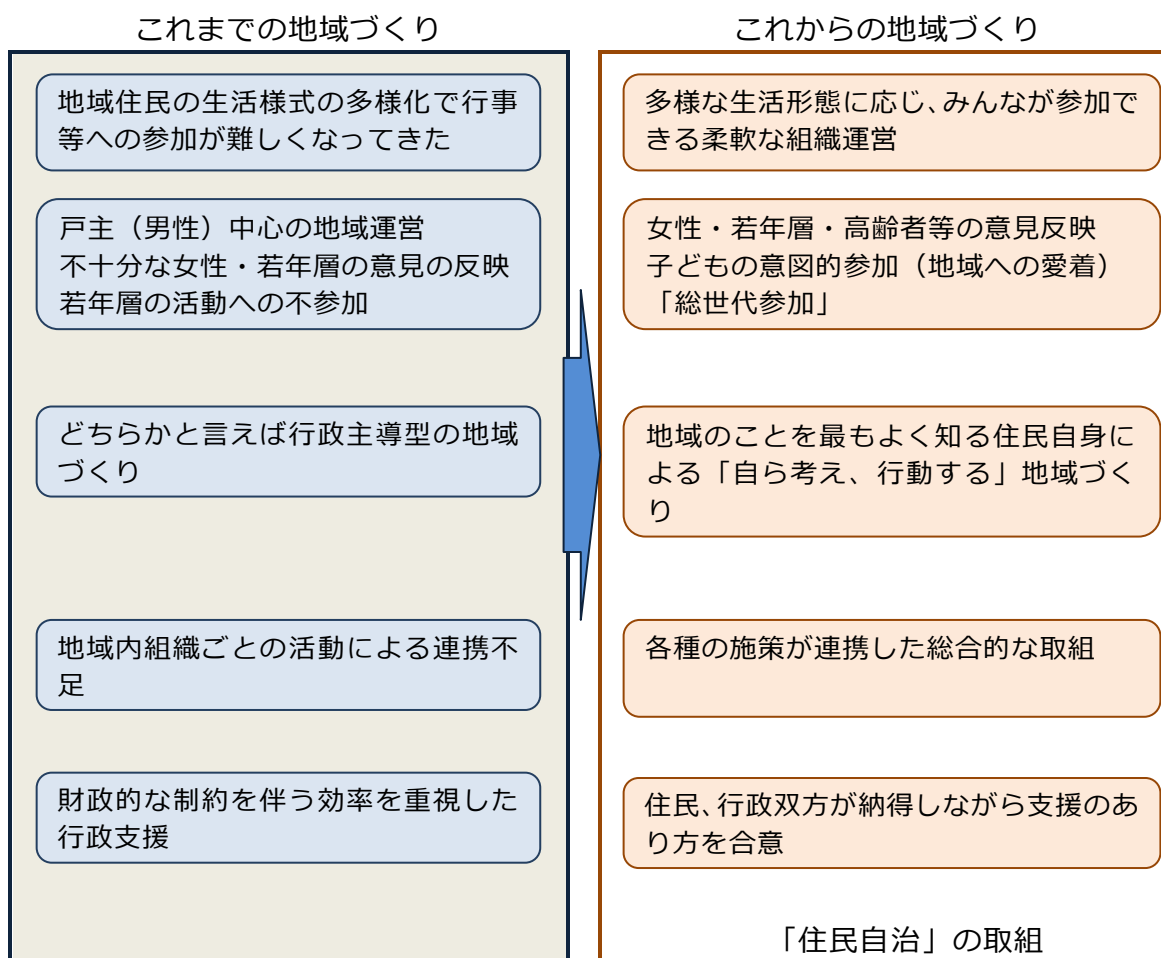


2020年度オープンした宇津賀地区無人販売所（宇津賀地区まちづくり協議会FBから引用）

宇津賀地区まちづくり協議会では、耕作放棄地などに繁茂し、道路の通行の視認阻害ともなっている孟宗竹を伐開し、竹炭や竹酢液を製造する活動を行っています。



「参考：これまでとこれからの地域づくり」



イ 活動分野ごとの取組

市民協働の視点の下、健康づくりや子どもの健全育成、生涯学習、スポーツ等の様々な分野で取組が行われてきました。

<主な取組>

- ・地域協育ネットの事業推進により地域の生涯学習グループがその成果を学校支援や家庭教育へつなぐ活動が行われています。各地域の公民館を構成する地域団体や自治会なども関わっています。
- ・長門市 PTA 聯合会を構成する各小中学校の PTA や、自治会単位で構成される子ども会、また、各地域の青少年健全育成団体などにより、子どもを対象とした育成・教育活動や、登下校時の見守り活動などが、自治会や事業者の協力も得ながら行われています。
- ・多くのボランティアに支えられ、各地域のスポーツクラブやスポーツ少年団が活動しています。
- ・俵山地区と仙崎地区では、地域の団体の指定管理受託による公民館の管理・

---

運営が行われています。

・各地域では、スポーツ振興会や体育協会が行政との協働により、生涯スポーツや競技スポーツ、そしてその環境整備等の促進に取り組んでいます。

・本市の代表的なイベントとなった「JAL 向津具ダブルマラソン」、「ながとブルーオーシャンライド with 秋吉台」においても大会運営に多くのボランティアが参加しています。

・道路等の花壇管理については、長門市花と緑のまちづくり推進協議会と行政とのパートナーシップによる活動や、山口県道路愛護ボランティアとして、それぞれの地域で市民参加による取組が展開されています。

・地域コミュニティのひとつとして、地域の消防団が挙げられます。消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っています。

## 2 市民活動団体の協働における現状と課題

### (1) 市民活動団体の現状と課題

本市においても、多くの市民活動団体が活動しています。教育委員会における公民館活動団体などの文化協会、体育協会の登録団体を含めると、その数は 800 団体を超えています。

市民活動団体は、「自主性」、「多様性」、「先駆性」、「機動性」、「専門性」などの特性を持ち、企業の持つ利潤追求という価値観にとらわれない取組が可能であり、本市が市民主体のまちづくりを進めていくために、市民活動団体の活動は欠かせないものです。

「住むことに喜びを感じ誇れる豊かな地域社会の実現」のためには、市民活動団体が、自治会などの地域コミュニティと連携し、様々な社会的役割を担うことが期待されていますが、活動をしていく上で次のような課題があります。

課題：活動の基盤となる資源の確保

- スタッフとなる人材・団体を運営するための能力
- 活動資金・活動拠点となる施設
- 他団体や地域コミュニティとの連携のためのコーディネーター

課題：団体やその活動に対する認知度の向上

課題：非営利活動に対する市民理解の促進

---

### 【市民活動】

市民自らが課題を見つけ、自主的かつ自立的に取り組む営利を目的としない公益的な社会貢献活動。その活動は、阪神・淡路大震災や東日本大震災を契機として顕在化し、法的基盤も整備されたことにより、多様な公益的サービスの担い手、社会を支える新たな力として認識されるようになりました。

### 【市民活動団体】

市民活動を組織的かつ継続的に行う団体

### 【NPO法人（特定非営利活動法人）】

市民活動団体のうち、特定非営利活動促進法により認証を受け、登記した団体

## (2) 市民活動団体への支援

第1次プランにおいては、「市民活動団体の活性化」を柱のひとつとし、団体を運営するための能力向上と活性化を目指すため、本市では、提案型助成事業を平成26年度から実施してきました。

同事業については、令和3年度から大幅なリニューアルを行い、SDGsの視点を取り入れ、若年層など新たな団体の発掘や育成に取り組んでいます。

### ア 提案型助成制度の実施

#### ○ 事業着手の背景と目的

本市においては、多くの市民活動団体が様々な地域活動を展開していますが、一様にその運営体質は弱く、財政基盤も脆弱です。しかし、市民活動団体の特性としての先駆性や機動性、専門性を活かした公益活動が可能となること、かつ、真に社会的ニーズにあった事業展開が期待できることから、団体の能力育成と活性化を目指し、団体による提案型助成事業を行っています。

一定の要件を満たす市民活動団体からの事業提案を、公募委員や市内外有識者委員などで構成される審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の上、助成することが妥当と判断された事業に対して予算の範囲内において助成を行うこととしています。

#### ○ これまでの事業成果

平成30年度 13団体 4,244千円、令和元年度 13団体 4,300千円、令和2年度 21団体 6,124千円の交付実績となっています。令和3年度は、交付決定額ベースで 20団体 3,389千円となっています。

## イ NPO法人

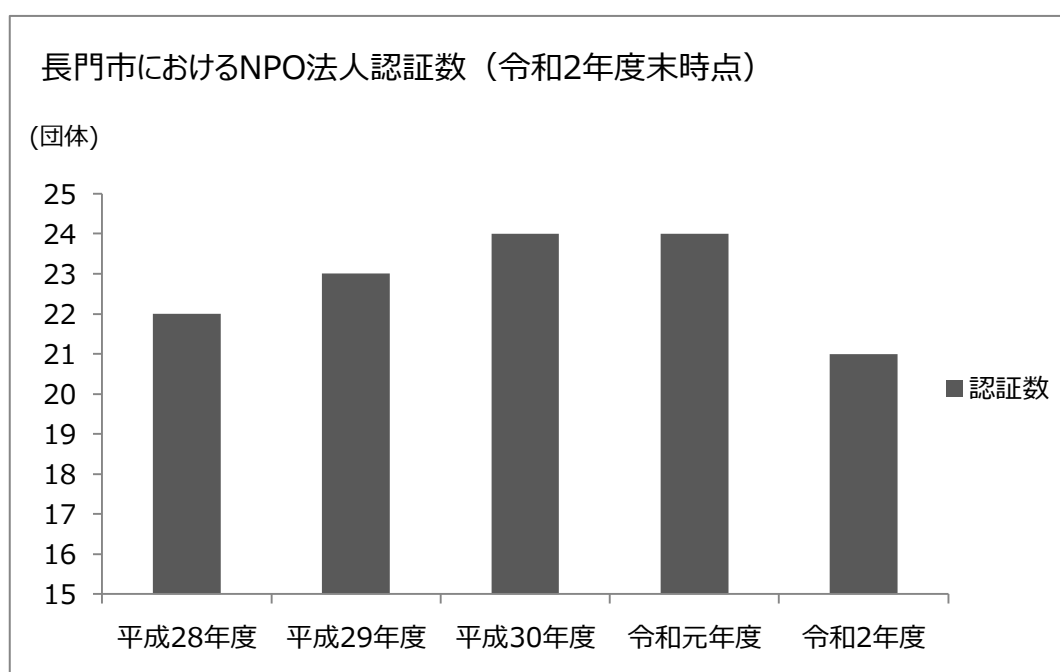
本市におけるNPO法人については、第2次長門市総合計画では、令和3年度までに、認証数を25団体とすることを目標としています。

しかしながら、これまで順調に認証数は伸びてきたものの、平成30年と令和元年度の24団体をピークに令和2年度では、減少に転じています。

こうしたことから、法人の質の向上や市外の団体との連携をより重視することが求められています。

なお、市民協働という目標に向かって、地域コミュニティと市民活動団体の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と市民活動団体の調整や、また、各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織としての中間支援組織の設立が必要となっています。

また、平成23年の特定非営利活動促進法（NPO法）改正により寄附税制優遇措置が拡充されました。これにより、その活動を継続・発展させていくための資金調達（ファンドレイジング）について取組の幅が広がりました。そして、平成28年には、同じく法改正により、認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等手続きが簡素化され、NPO法人がより迅速に設立可能となる一方、NPO法人は積極的な情報公開に努めることとされ、貸借対照表の公告が義務化されました。また、内閣府運営の「内閣府ポータルサイト」に事業報告書の掲載や詳しい活動内容等の追加の情報をNPO法人自ら発信することが可能となるなど、情報提供の拡大が行われました。



活動分野別市内 NPO 法人数（令和 2 年度末時点）			
保健・医療・福祉	13	国際協力	3
社会教育	8	男女共同参画社会	0
まちづくり	14	子どもの健全育成	9
観光	2	情報化社会	1
農山漁村・中山間地域	4	科学技術の振興	1
学術・文化・芸術・スポーツ	7	経済活動の活性化	4
環境の保全	7	職業能力・雇用機会	1
災害救援	1	消費者の保護	0
地域安全	1	連絡・助言・援助	12
人権・平和	4	条例指定	0

注：複数の活動分野を掲げる法人があるため、上記グラフの数とは一致しない。

### 3 事業者の協働における現状と課題

#### (1) 事業者の現状と課題

山口県県民活動促進基本計画（第 3 次改訂版）によると、事業者と協働したことがある県民活動団体の割合は約 3 分の 1 となっています。課題としては「団体の社会的認知度向上」や「連携・協力の取組方針の明確化」、「人材の育成・配置」などが挙げられています。

団体との協働による活動では、課題解決を図るための共通目的の明確化と、他の主体との相互理解を深めることが求められます。

事業者は地域経済の担い手としての営利活動を行うことはもちろん、近年では、特に、企業の社会的責任（CSR）の意識や、SDG s の理念が重要視され、社会貢献活動への参加が期待されています。

#### (2) 事業者の取組

本市では、事業者による花と緑のまちづくり推進事業への参加や、イベントへの協力、資材や資金の提供などの社会貢献活動が行われてきました。

また、学校や病院、福祉施設などと、市民や地域コミュニティ、市民活動団体、行政との協働の取組も行われています。

特に、様々な課題を抱えている地域に若い人材が入り、地域住民や市民活動団体等とともに地域の課題解決や地域おこし活動を行うことで、域外の若者に地域の理

---

解を促し、地域で活躍する人材として育成することにつながっています。

併せて、地域に気づきを促し、地域住民の育成にも寄与するとして、「学域連携」、「産学公連携」の取組が複数のかたちで具現化されています。

さらに、本市においては、山口県立大津緑洋高等学校が、大津高校、日置農業高校と水産高校の統合というかたちで誕生したことから、教育機関と協働の主体同士との様々な連携が可能となっています。

#### 4 行政における協働の現状と課題

##### (1) 行政の現状と課題

本市では、第1次プランから、市の役割（責務）として「市民協働によるまちづくりを推進するための仕組みを構築」ほか4項目を設定し、市民協働によるまちづくりに積極的に取り組んできました。

現在、14地区で地域づくり協議会が設立され、集落機能再生事業の核となる集落支援員（福祉エリア支援員を含む。）には18人が任命されています。これらの集落支援員が、地域課題の解決に向け、職務を十分に遂行できるような支援が新たに求められています。

##### (2) 行政の取組

本市では、職員の市民協働への意識の向上を図るために、平成23年度から研修会を開催しています。また、平成24年12月には「長門市市民協働に関する庁内プロジェクト・チーム設置要綱」を制定し、庁内全ての部署を網羅した庁内プロジェクト・チームを立ち上げ、市民協働の取組の情報収集や体制の充実、提案について所掌し、市民協働の取組を更に進めるための体制を強化したところです。

また、第2次プランに掲げる「支えあい、地域を担う協働のまちづくり」の下、令和元年度から市民協働の視点を取り入れた「市長と協働のまちづくりミーティング」を定期的実施しています。令和4年3月末現在で19回開催しました。

---

---

## 第4章

## 長門市が目指す姿





## 第4章 長門市が目指す姿

### 1 長門市が目指す市民協働とは

本市では、第1次、第2次プランから継承してきたこれまでの市民協働の取組を大切にしながら、現状や課題を踏まえ、市民協働によるまちづくりを、「弱体化した集落機能の再生」、「市民活動団体の活性化」の二つの柱により、引き続き進めることとします。

#### (1) 市民協働の定義

本市では「長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例」により、市民協働を以下のとおり定義しています。

##### 【市民協働】

市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び市が、お互いにそれぞれの特性を認め、及び尊重し、共通の目的に向かって、その責任及び役割分担に基づいて、共に取り組むことをいいます。

##### 【解説文】

「市民協働」とは、まちづくりの主体である市民等と行政、市民等同士が、その責任及び役割分担に基づいて、それぞれの特性を認め、尊重し、協力し、公益（社会全般の利益、更にはそういう形態の利益が出る性質の事柄をいいます。こういう形態の利益には、その社会に属する各々が益するものもあれば、社会全体の機能向上につながるもの、あるいは社会の規模拡大に寄与するものが挙げられます。）の実現にむけ、共に行動や活動を行うことをいいます。

市民等	<b>市民</b> 市内に居住する人のほか、市内で働く人及び学ぶ人を含めます。
	<b>地域コミュニティ</b> 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により安心して暮らせる住みよい地域社会をつくることを目的として構成された集合体です。
	<b>市民活動団体</b> 市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主な目的とする団体です。
	<b>事業者</b> 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人です。

## (2) 協働の範囲・領域

市民協働の主体の組合せは様々です。目的を共有できる市民等、あるいは市民等と行政が協働することで、まちづくりのネットワークは更に広がり、強固なものとなります。

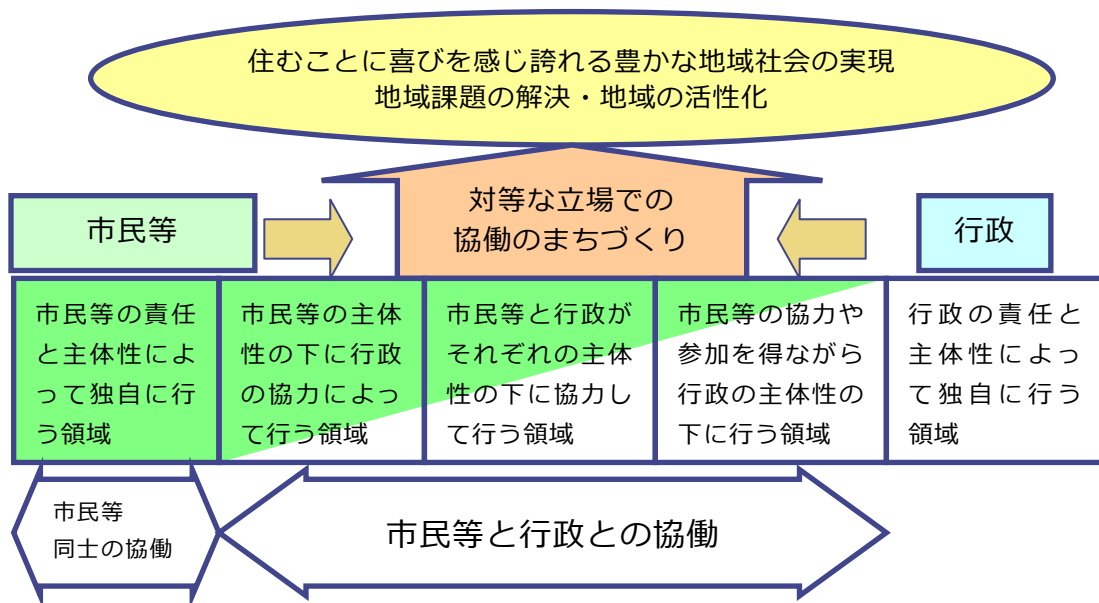
### ア 市民等による協働

市民等が、それぞれの持つ能力（知識や技術、経験、情報など）を活かしながら、連携・協力して地域課題に取り組むことは、単独で行うよりも、効率的かつ効果的に、規模の大きな事業を実施することができます。

また、それぞれのパートナーには、共通の事業実施により連帯感が育まれ、達成感を共有できます。

### イ 市民等と行政による協働

市民等と行政の協働には、市民等が企画運営する事業やイベントなどに行政が様々な手法で協力するパターンや、公共サービスの提供や公共施設の維持管理、計画等の企画立案など、今日まで行政が中心となって実施してきた分野に市民等がそれぞれの持つ能力（知識や技術、経験、情報など）を活かしながら協力するパターンがあります。



### (3) 市民協働が必要な分野

これまで、市民協働は、福祉や教育、環境、生涯学習、防災などの分野において必要とされてきましたが、それ以外においても必要視されるようになりました。

市は、市民協働の理念に基づき、市民等と行政がお互いの資源や状況の下に対話を行い、徐々に協働のまちづくりを拡大していくことを目指します。

事業の分類	具体例
地域コミュニティの形成や醸成が期待でき、規模の拡大やまちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等の公共施設の管理運営など
市民が相互に支えあう、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	地域の環境美化運動、高齢者支援事業など
特定分野の専門性など、市民等の特性が十分に発揮され、行政との異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、計画策定事業、調査研究事業、文化振興など
地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	地域防犯・防災事業、福祉事業、子育て推進事業、地域コミュニティ施設等の管理・運営など
状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアなど
協働が波及していくような事業	地域通貨など
多様な主体の参画を通して地域・地区のまちづくりについての合意形成が図られるような事業	都市計画、景観保全や歴史的建造物の保存など
今まで、行政が取り組んだことがない先駆的な事業	

---

### 協働はゴール？

「協働を進めましょう」と聞くと、まるでそれが「目的」であるかのよう  
に考えがちですが、協働は「目的」ではありません。協働とは、様々な  
テーマ、場所、場面で、多様な主体が連携・協力して、活動する「手段」  
です。このプランは、協働という手段が、多くの皆さんにとって役に立つ  
道具とするために、必要な考え方や施策等をまとめたものです。「ひとが輝  
き、やさしさがこだまするまち長門」を実現していくため、市民の皆さん  
にとって協働が有効な手段となり、地域課題の解決や豊かな暮らしにつな  
がるよう、行政も取組を進めていきます。

## 第5章

## 市民協働推進のために



---

## 第5章 市民協働推進のために

### 1 市民協働の基本原則

市民協働によるまちづくりを進めるにあたって、第1次プランで定めた次の原則を共通認識として持ち、より良いパートナーシップを築いていきましょう。

#### (1) 対等の原則

市民協働の活動場面においては、誰もがパートナーであり、主役です。そこでは上下の関係はなく、対等な横の関係を保ちながら、それぞれの特性を生かし、助け合って取組を進めることが大切です。

#### (2) 自主・自立の原則

市民協働の活動場面では、それぞれのパートナーは、お互いを思いやりながらも、一方的に依存することなく、自立した関係を保つことが大切です。

また、それぞれが自主性を尊重し、更に個性を伸ばし、専門性を高める努力も必要です。

#### (3) 相互理解の原則

市民協働の活動場面においては、それぞれのパートナーは、自分たちや他のパートナーが持つ理念や特性を理解する（してもらう）ことが必要です。そして、何のために市民協働による事業を行うのか、また、本当に同じ目的に向かっているのかをしっかりと確認して、相互理解の上、協力関係を結んでいくことが大切です。

#### (4) 共有の原則

市民協働でまちづくりを進める場合においては、それぞれのパートナーは、共通の目的を実現するために、合意の上で、必要な範囲の情報やノウハウ、資源などを共有することが必要です。

また、市民協働による取組が終了した後の財産や権利関係も予め確認しておくことがトラブルの防止になります。

#### (5) 公開の原則

市民と行政との協働においては、パートナーの選択から、取組の内容や方法、結果にいたるまで、誰にもわかりやすく、高い公平性と透明性を保ち、積極的に情報



---

を公開していくことが必要です。

## (6) 評価の原則

市民協働による事業については、事業に関わったパートナーがそれぞれ自己評価し、事業の経過や結果について第三者から評価を受けることで、より良い協働の関係を構築する仕組みづくりが必要です。

## 2 市民協働のまちづくりに向けた主体とその役割

### (1) 市民の役割

ア 主体的、積極的にまちづくりに参加

イ 地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、行動

市民は、自らがまちづくりの主体ということを実感し、地域社会に興味や関心をもって、各々の責任において積極的にまちづくりに参加することが求められます。しかし、参加しないことによって不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。

### (2) 地域コミュニティの役割

ア 地域の課題解決に向けた計画的な取組

イ 市民や市民活動団体などとの交流、連携

これからの地域づくりは、地域内のことは、その地域内の関係者が一番理解していることから、地域で考え解決していくという「住民自治のまちづくり」が重要になってきます。

こうしたことから、地域コミュニティは、安全・安心で住み良い地域社会を形成していくために、住民同士が親睦を図り、絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題に計画的に取り組んでいくことが求められます。

もちろん、この課題解決に向け、市も市民協働の考え方に基づいて、積極的にその役割を担います。

また、地域の課題は、多様化、複雑化、高度化しています。そうした地域課題を解決するため、地域コミュニティは、組織内で協働を促進していくとともに、まちづくりに関わる様々な他の主体と連携・協力していくことも必要です。

---

### (3) 市民活動団体の役割

ア 専門的な知識等を生かし、まちづくりに参加

イ 市民や地域コミュニティなどとの交流、連携

市民活動団体は、自らが取り組む活動の果たす社会的意義を自覚し、自らが持つ専門性や先駆性を生かし、主体的に、市民協働によるまちづくりに貢献するよう努めることが求められます。

次に、市民活動団体が活動を続けるうちに、徐々に公益を担うような市民活動団体に育っていくことや、市民活動に参加して地域社会に貢献したいと願う市民に対し、市民活動に参加するきっかけづくりとなる機会の提供を行っていくことが望まれています。

### (4) 事業者の役割

ア 地域社会の一員として、市民協働の推進に協力

事業者は地域社会において、物やサービスの供給、雇用創出などの経済活動を通して社会的な役割を果たしています。

市民ニーズが多様化し、社会環境が常に変化する現代社会においては、事業者においても、経済活動のみにその行動原理を置くのではなく、市民公益活動がまちづくりに果たす役割を理解し、SDGs の理念を取り入れ、自発的に協力するという社会貢献性が求められています。

たとえば、従業員等が地域活動や市民活動へ参加しやすい環境をつくることや、活動に対する助成や寄附、また、物的支援などの形態が考えられます。

### (5) 行政の役割（責務）

ア 市民協働によるまちづくりを推進するための仕組みを構築

市民が主体となった市民活動によるより良いまちづくりを実施できるよう、協働のまちづくりを掲げ、市民に十分な説明や学びの機会提供を行うこと、仕組みと予算を整備していくことが必要です。例えば、市民生活全般に影響を及ぼすような重要な施策の立案、実施及び評価について、それぞれの段階に応じ、適切な市民参画の仕組みを整備することや、まちづくりをしようとする市民等を支援するために、担当窓口となる中間支援組織と体制を整えることなどです。

イ 総合的かつ計画的な施策を実施

市民協働によるより良いまちづくりを進めていくための、総合的かつ計画的な施策を実施します。

---

## ウ 情報提供や活動拠点の整備等を支援

市民協働によるまちづくりを推進するためには、情報の提供と共有が欠かせません。ただし、これにあたっては、市民等の権利及び利益を侵害しないことも必要です。

また、地域コミュニティや市民活動団体の活動拠点の整備等の必要な環境づくりに努め、情報提供や活動拠点となりうる中核施設整備を進めることが重要です。

## エ まちづくりを支える人材の育成と支援

まちづくりの担い手を発掘し育成すること、併せて、こうした人材を支援していく必要があります。

## オ 市職員の育成等

市は、市職員が市民協働によるまちづくりの重要性の認識を深めるよう、計画的に研修等を実施します。



2021.2 女性対象ワークショップ（日置地区まちづくり協議会）

## 第6章

## プランの方針



---

## 第6章 プランの方針

### 1 基本方針と施策体系

「長門市が目指す姿」を実現するための基本方針・基本施策を体系化し、市の取組を以下のとおりとします。

<4つの基本方針と9つの基本施策>

#### 基本方針Ⅰ 市民協働によるまちづくりの担い手を育てます

- 基本施策1 市民みんなでまちづくりを担います
- 基本施策2 まちづくりを担う地域コミュニティを創造します
- 基本施策3 市民活動団体の活力を高めます
- 基本施策4 事業者の社会貢献活動を促進します
- 基本施策5 市民協働によるまちづくりを推進する市の職員を育成します

#### 基本方針Ⅱ 多様な主体同士による市民協働を促進します

- 基本施策6 各主体がより良い関係を構築できる対話の場を創出します
- 基本施策7 多様な主体での市民協働によるまちづくりのための事業を創出します

#### 基本方針Ⅲ 開かれた市政を実現します

- 基本施策8 市民の参画を前提とする市政を目指します

#### 基本方針Ⅳ 施策の推進体制を整備します

- 基本施策9 条例及びプランを進行管理します

<施策体系図>

基本方針Ⅰ 市民協働によるまちづくりの担い手を育てます

基本施策1 市民みなでまちづくりを担います

個別 施策	(1) 市民協働の意識醸成・啓発と人材育成 (2) 市民協働の情報発信 (3) 市民協働によるまちづくりのコーディネート体制充実
----------	--

基本施策2 まちづくりを担う地域コミュニティを創造します

個別 施策	(1) 集落機能再生のための事業実施
----------	--------------------

基本施策3 市民活動団体の活力を高めます

個別 施策	(1) 市民活動団体の活動情報の集約と公開 (2) 市民活動団体の組織化等の支援 (3) 市民活動団体の提案型助成制度の拡充 (4) 市民活動団体の活動しやすい環境整備
----------	---

基本施策4 事業者の社会貢献活動を促進します

個別 施策	(1) 事業者向けの情報発信 (2) 事業者が社会貢献しやすい機会の提供
----------	---

基本施策5 市民協働によるまちづくりを推進する市の職員を育成します

個別 施策	(1) 市民協働の意識啓発と進め方の提示 (2) 市民協働が実感できる機会の提供 (3) 市民協働に関する情報発信と共有
----------	--

基本方針Ⅱ 多様な主体同士による市民協働を促進します

基本施策6 各主体がより良い関係を構築できる対話の場を創出します

個別 施策	(1) 各主体の交流機会の確保 (2) 市民協働をコーディネートする相談体制の充実
----------	--

基本施策7 多様な主体での市民協働によるまちづくりのための事業を創設します

個別 施策	(1) 多様な主体によるまちづくり事業の実施と促進
----------	---------------------------

基本方針Ⅲ 開かれた市政を実現します

基本施策8 市民の参画を前提とする市政を目指します

個別 施策	(1) 市民の参画機会の確保と市政情報の提供 (2) 信頼される行政のための仕組みの構築
----------	---

基本方針Ⅳ 施策の推進体制を整備します

基本施策9 条例及びプランを進行管理します

個別 施策	(1) 条例の達成状況の評価と見直し (2) プランの進行管理
----------	------------------------------------

---

## 2 個別施策の内容

個別施策の具体的内容において重点をおく事項には、「◎」を付しています。

### 基本方針Ⅰ

市民協働によるまちづくりの担い手を育てます

#### 基本施策1 市民みんなでまちづくりを担います

---

##### 【ねらい】

地域課題や市民活動に関心を持ってもらうための意識醸成と啓発、地域コミュニティや市民活動団体の実践に多くの市民が参加するようにするための市民協働に関する情報発信、活動へと導く相談や活動構築などのためのコーディネートの充実により、市民協働によるまちづくりを市民みんなで担います。

##### 個別施策（1）市民協働の意識醸成・啓発と人材育成

- 市民向け冊子の作成
- 年少人口層を対象とした啓発活動
- 市民協働キャラクターやポスターの活用
- ◎ 意識醸成のための講演会やシンポジウム開催

##### 個別施策（2）市民協働の情報発信

- 広報、ケーブルテレビなどを活用した情報の発信
- ソーシャルネットワークサービス（注1）等を活用した情報の発信
- ◎ 市民活動支援センター（仮称）への情報集約と市民向けの情報発信

##### 個別施策（3）市民協働によるまちづくりのコーディネート体制充実

- ◎ 集落機能再生の事業における地域づくりを担う職員体制の整備
- ◎ 部内外を横断する柔軟な職員配置と連携体制の強化
- ◎ 市民活動支援センター（仮称）の整備
- ◎ 登録ボランティア制度（注2）の創設と情報発信
- 公民館におけるまちづくりコーディネーターとしての役割の充実
- ◎ 中間支援組織（注3）の設立



---

注1) ソーシャルネットワークサービス…人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のインターネットサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、居住地域などといったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。

注2) 登録ボランティア制度…地域で行われる市民協働によるまちづくりの事業に関するボランティア参加を促進するため、市民、市民活動団体及び事業者に対し募集を行い、事前登録し、情報提供を行う制度

注3) 中間支援組織…地域社会と市民活動団体の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOをはじめとする市民活動団体の仲立ちをしたり、また、広くいえば、各種サービスの需要と供給をコーディネートしたりする組織

---

## 基本施策2 まちづくりを担う地域コミュニティを創造します

---

### 【ねらい】

弱体化しつつある集落機能を再生し、新たな地域コミュニティによるまちづくり・地域づくりを進める事業を展開します。

### 個別施策（1）集落機能再生のための事業実施

- ◎ 新たな地域コミュニティ組織への協働事業資金支援
- ◎ 地域コミュニティ組織の自立に向けた支援
- 自治会を対象とした出前講座の開催
- 地域の現状把握と体制の構築（新たな地域コミュニティ組織の設立）
- 地域コミュニティへのサポート体制の充実（人的支援）
- 市職員の積極的参画による意見の吸い上げ
- U・Iターン者の意見の吸い上げ
- 地域リーダーの発掘と育成の仕組みづくり
- 「小さな拠点」構築に向けた意識醸成
- ◎ コミュニティビジネスの取組支援
- ◎ 新たな地域コミュニティ組織間の連携強化
- ◎ 市民活動支援センター（仮称）の整備【再掲】

---

### 基本施策3 市民活動団体の活力を高めます

---

#### 【ねらい】

組織を運営するためのノウハウの提供や活動資源への支援、活動しやすい環境整備を行うことで、市民活動団体の活力を高めます。

#### 個別施策（1）市民活動団体の活動情報の集約と公開

- 団体が情報を登録し公開できる仕組みを整備
- ◎ 部内外を横断する柔軟な職員配置と連携体制の強化【再掲】

#### 個別施策（2）市民活動団体の組織化等の支援

- ◎ NPO 法人等の市民活動団体組織化や運営に関する支援窓口の設置

#### 個別施策（3）市民活動団体の提案型助成制度の拡充

- ◎ 提案型助成制度の拡充と団体育成につながるフォローアップ体制の整備

#### 個別施策（4）市民活動団体の活動しやすい環境整備

- 団体向け冊子の作成
- 団体の広報活動の支援
- ◎ 登録ボランティア制度の創設と情報発信【再掲】
- 団体リーダー養成のための手引書の作成
- ◎ 運営（マネージメント）スタッフの養成
- 公民館におけるまちづくりコーディネーターとしての役割充実【再掲】
- ◎ 中間支援組織の設立【再掲】
- ◎ 行政における遊休資産の活用促進
- ◎ 市民活動支援センター（仮称）の整備【再掲】
- 団体間のネットワークの確立

---

## 基本施策4 事業者の社会貢献活動を促進します

---

### 【ねらい】

社会貢献活動の先進事例や市民活動情報を提供するとともに、事業者が社会貢献できる機会を提供することで、事業者の社会貢献活動を促進します。

### 個別施策（1）事業者向けの情報発信

- 事業者の活動事例などの情報収集と発信

### 個別施策（2）事業者が社会貢献しやすい機会の提供

- ◎ 登録ボランティア制度の創設と情報発信【再掲】
- 事業者が社会貢献するための相談やコーディネート業務を充実
- 公民館におけるまちづくりコーディネーターとしての役割充実【再掲】
- ◎ 中間支援組織の設立【再掲】

---

## 基本施策5 市民協働によるまちづくりを推進する市の職員を育成します

---

### 【ねらい】

市民協働による事業を実施する過程や成功事例に、市民の声を交えて情報提供し、協働の発想を広げ、進め方を理解できる機会を提供することで、市民協働への意識を高め、市民協働によるまちづくりを推進する市職員を増やします。

### 個別施策（1）市民協働の意識啓発と進め方の提示

- ◎ 職員研修会の開催
- 視察研修の実施
- 職員向けマニュアルの作成

### 個別施策（2）市民協働が実感できる機会の提供

- ◎ 登録ボランティア制度の創設と情報発信【再掲】
- 他の主体とのパネルディスカッションやワークショップ（注4）への参加

---

### 個別施策（３）市民協働に関する情報発信と共有

- 市民協働によるまちづくりの成功事例や地域の実践情報を市職員に対し情報発信
- 当該情報を共有する仕組みの構築

注４）パネルディスカッション・ワークショップ…様々な課題を討論するための話し合いの形式をいい、パネルディスカッションは、あるテーマについて様々な意見を持つ人たち（パネリスト）が、聴講者の前で意見を発表し、パネリスト同士、または聴講者も加わり討論や話し合いをする形式をいいます。また、ワークショップは、司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される話し合いの形態をいいます。

## 基本方針Ⅱ

### 多様な主体同士による市民協働を促進します

#### 基本施策６ 各主体がより良い関係を構築できる対話の場を創出します

##### 【ねらい】

市民協働の各主体が地域課題や活動目的を共有できる場づくりを、より地域と密着した形で行うことで、より良い関係を構築できる対話の場を提供します。

#### 個別施策（１）各主体の交流機会の確保

- ◎ 市民活動支援センター（仮称）の整備【再掲】
- 市民と職員が参加するモデル的事業の実施（花と緑のまちづくり推進事業等）
- 地域活動をテーマとした多様な主体が集うワークショップ等の開催
- ◎ 地域における産学公連携の促進

#### 個別施策（２）市民協働をコーディネートする相談体制の充実

- コーディネートに必要な情報の収集
- ◎ 担当職員のコーディネート能力を向上するための研修等への参加促進
- ◎ 部内外を横断する柔軟な職員配置と連携体制の強化【再掲】
- 公民館におけるまちづくりコーディネーターとしての役割充実【再掲】
- ◎ 中間支援組織の設立【再掲】

---

## 基本施策7 多様な主体での市民協働によるまちづくりのための事業を創出します

---

### 【ねらい】

集落機能再生と市民活動団体活性化の双方から提案型助成事業を創設するとともに、新たな協働による事業の手法の選択肢を増やす調査・研究を行います。

### 個別施策（1）多様な主体によるまちづくり事業の実施と促進

- ◎ 提案型助成制度の拡充と団体育成につながるフォローアップ体制の整備  
【再掲】
- アダプト制度（注5）などの協働による事業手法の普及・促進

注5）アダプト制度…行政が特定の公共財（道路、公園など）について、市民や事業者と美化運動を行うよう契約をする制度。美化運動を行う主体は、地域住民などのボランティアで、行政はそれらの活動に対し一定の支援を行うなどの形式をとることが一般的です。

## 基本方針Ⅲ

### 開かれた市政を実現します

---

## 基本施策8 市民の参画を前提とする市政を目指します

---

### 【ねらい】

市民協働によるまちづくりを進めるために、立案から実施、評価にいたる過程において、パブリックコメントなどで、市民等が参画する機会を確保し、市政への参画を身近なものにします。

### 個別施策（1）市民の参画機会の確保と市政情報の提供

- ◎ 市民や各種団体との対話の場づくり
- 各委員における公募割合の拡大
- ◎ 各委員における女性割合の拡大
- パブリックコメント募集告知方法の検討
- 市民等への予算概要の周知

---

## 個別施策（２）信頼される行政のための仕組みの構築

- 要望に対する回答のまとめ

### 基本方針Ⅳ

## 施策の推進体制を整備します

---

### 基本施策 9 条例及びプランを進行管理します

---

#### 【ねらい】

条例を必要に応じ見直すとともに、市民協働によるまちづくりの道筋を示すプランの進行管理及び次期計画の策定を行います。

#### 個別施策（１）条例の達成状況の評価と見直し

- 条例の運用状況の点検と見直し
- ◎ 外部評価の仕組みづくり

#### 個別施策（２）プランの進行管理

- ◎ 計画目標、計画事業、施策分野ごとの評価体制の構築と進行管理
- 市職員を含む各主体を対象としたアンケートの実施
- 第４次プランの策定

## ○長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例

(平成 24 年 7 月 5 日条例第 13 号)

(前文)

わがまち長門市は、山口県北西部に位置し、温暖な気候と、日本海に面し自然豊かな風土から、第 1 次産業、食品製造業そして観光業を中心に「活力あるまち」として、また、童謡詩人金子みすゞや香月泰男画伯などのふるさとの「文化香るまち」として発展してきましたが、ここに来て、人口減少、少子高齢化、第 1 次産業や商工業などの地域経済の低迷など、多くの課題に直面しています。

こうした中であって、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、改めて、「絆」「お互い様」「お陰様」の大切さと必要性、「協働」の重要性を再認識する機会となりました。

今日、長門市に住む市民一人ひとりが安心とこころの豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者そして行政がお互い考え、自らが持っている良いところを出しあい、行動することが求められています。

そこで、「自分たちのまちは自分たちで創る」を合言葉に、安心して暮らせる住みよいまちを創り育てていくため、その基本的なルールとして、ここに「みんなで進める市民協働によるまちづくり条例」を定めます。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民、地域コミュニティ、市民活動団体及び事業者（以下これらを総称して「市民等」といいます。）の役割と市の責務を明らかにし、それぞれが考え、協力し、及び行動することによって、住むことに喜びを感じ誇れる豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意味は、次のとおりとします。

(1) 市民協働 市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び市が、お互いにそれぞれの特性を認め、及び尊重し、共通の目的に向かって、その責任及び役割分担に基づいて、共に取り組むことをいいます。

(2) まちづくり 安心して暮らせる住みよい地域社会をつくるための様々な活動をいいます。

(3) 市民 市内に居住する人のほか、市内で働く人及び学ぶ人を含めたものをいいます。

(4) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により安心して暮らせる住みよい地域社会をつくることを目的として構成された集合体をいいます。

(5) 市民活動 営利を目的としない市民が自主的かつ自立的に行う社会貢献活動で、不特定多数の人々の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする公益活動をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいいます。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含みます。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(6) 市民活動団体 市民活動を組織的かつ継続的に行うことを主な目的とする団体をいいます。

(7) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいいます。

(基本理念)

第 3 条 長門市は、次の事項を基本理念として、市民協働によるまちづくりを進めます。

(1) 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

(2) 市民等及び市は、自助、共助及び公助という社会の役割分担のあり方に基づいて、それぞれの果たすべき責任及び役割を認識し、対等な立場で協働してまちづくりを推進します。

(3) 市民等及び市は、まちづくりに関するお互いの情報を共有します。

(4) 市民等及び市は、お互いの自主性及び自立性を尊重します。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

2 市民は、地域社会に関心を持ち、及び自らができることを考え、行動するよう努めます。

(地域コミュニティの役割)

第 5 条 地域コミュニティは、地域住民の絆を強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安心して暮らせる住みよい地域づくりに努めます。

2 地域コミュニティは、まちづくりに関わる市民や市民活動団体などと交流し、及び連携し、市民協働によるまちづくりの推進に努めます。

(地域コミュニティ活動の推進)

第 6 条 市民は、地域コミュニティ活動への理解を深め、その活動に参加し、又は協力するよう努めます。

2 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り、創り、育てるよう努めます。

3 市民は、地域コミュニティ活動を継続して推進するため、若者の地域コミュニティ活動への参加を促し、その意見を尊重し、活動にいかすよう努めます。

(市民活動団体の役割)

第 7 条 市民活動団体は、自らの持つ専門的な知識等を生かし、まちづくりに参加するよう努めます。

2 市民活動団体は、その活動に関する情報をわかりやすく市民に提供することにより、その理解と参加が得られるよう努めます。

3 市民活動団体は、まちづくりに関わる市民や地域コミュニティなどと交流し、及び連携し、市民協働によるまちづくりの推進に努めます。

(市民活動の推進)

第 8 条 市民は、市民活動への理解を深め、その活動に自主的に参加し、又は協力するよう努めます。

(事業者の役割)

第 9 条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働によるまちづくりに関する理解を深め、その推進に協力するよう努めます。

(市民協働の推進)

第 10 条 市民等及び市は、お互いにそれぞれの特性を認めあい、尊重しあい、支えあい、及び補完しあいながら、市民協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めます。

(環境づくり)

第 11 条 市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを推進するため、活動拠点の整備等の必要な環境づくりに努めます。

(人づくり)

第 12 条 市民等及び市は、まちづくりの担い手を発掘し、育成するよう努めます。

2 市は、まちづくりを支える人材を支援します。

(情報の提供と共有)

第 13 条 市民等及び市は、市民協働によるまちづくりを推進するため、お互いにまちづくりに関する情報を提供することにより、その情報の共有に努めます。この場合において、情報の提供及び共有に当たっては、市民等の権利及び利益を侵害しないようにします。

(市政への参画)

第 14 条 市民等は、より良いまちづくりにつながる施策を提案することができます。

2 市民等は、市の総合計画その他の基本的な計画の立案から実施に至るまでの過程において参画することができます。

3 市は、市民等の市政への参画機会を積極的に確保します。

4 市は、市民等の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行います。

(市の責務)

第 15 条 市は、市民協働によるまちづくりが進むよう実施する第 10 条から前条までの取組のほか、次に掲げる施策を実施します。

(1) 市民協働によるまちづくりを推進するための仕組みを構築します。

(2) 市民協働によるまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施します。

(3) 地域コミュニティ活動及び市民活動を促進するため、地域コミュニティ及び市民活動団体に対するまちづくりに係る情報の提供、活動拠点の整備等を支援します。

(市職員の育成、積極的参画等)

第 16 条 市は、市職員に対して市民協働によるまちづくりに関する研修等を実施し、市職員がその重要性の認識を深めるよう努めます。

2 市職員は、自らの政策形成能力及び職務遂行能力の向上のための自己啓発に努めるとともに、市民との協働の視点に立ち、市民との信頼関係の向上に努めます。

3 市職員は、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。

(見直し)

第 17 条 市は、第 1 条に規定する目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて、この条例の見直しを行います。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します



### 第3次ながと協働アクションプラン

---

発行 長門市  
編集 長門市市民生活部市民活動推進課  
〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2  
TEL:0837-23-1185 FAX:0837-22-9077  
<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp>